

平成24年3月28日
自動車局旅客課

標準仕様ユニバーサルデザインタクシーの認定制度を創設します

移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成24年国土交通省告示第257号）第4条第1項の規定に基づき、高齢者・障がい者のほか、妊産婦や子供連れの人等、様々な人が利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの普及を促進するとともに、さらに優れたユニバーサルデザインタクシー車両の開発が促進されることを目指した「地域のニーズに応じたバス・タクシーに係るバリアフリー車両の開発報告書」（平成23年6月国土交通省自動車局）を踏まえ、標準仕様ユニバーサルデザインタクシーを国が認定する制度を創設し、平成24年3月28日から開始します。

なお、認定した標準仕様ユニバーサルデザインタクシー等については、別紙のマークを車体に表示することとなりますので、街中等においてタクシーをお探しの際に、マークを表示した車両を見かけましたら是非ご利用ください。

【連絡先】

●認定制度について 自動車局旅客課 谷口、山田
●表示マークについて 自動車局旅客課 谷口、鈴木
TEL：03-5253-8111（内線41-255、41-263）
03-5253-8569（直通）
FAX：03-5253-1636